

令和8年

三重県議会定例会会議録

(6 月 8 日)
(第 12 号)

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

第 12 号

○令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）

議事日程（第12号）

令和 8 年 6 月 8 日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第79号から議案第91号まで並びに諮問第 1 号
〔委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第79号から議案第91号まで並びに諮問第 1 号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	市 野 修 平
2	番	曾 我 正 彦
3	番	荊 原 広 樹
4	番	伊 藤 雅 慶
5	番	世 古 明
6	番	市 川 岳 人
7	番	龍 神 啓 介
8	番	辻 内 裕 也
9	番	吉 田 紋 華
10	番	難 波 聖 子
11	番	芳 野 正 英

12	番	川	口	円
13	番	喜	田	健児
14	番	中	瀬	信之
16	番	中	瀬古	初美
17	番	廣		耕太郎
18	番	松	浦	慶子
19	番	石	垣	智矢
20	番	山	崎	博
21	番	野	村	保夫
22	番	倉	本	崇弘
23	番	山	内	道明
24	番	田	中	智也
25	番	藤	根	正典
26	番	森	野	真治
27	番	杉	本	熊野
28	番	藤	田	宜三
29	番	田	中	祐治
30	番	野	口	正
31	番	谷	川	孝栄
32	番	石	田	成生
33	番	村	林	聡人
34	番	小	林	正
35	番	東		豊
36	番	長	田	隆尚
37	番	今	井	智広
38	番	稲	垣	昭義
39	番	日	沖	正信
40	番	舟	橋	裕幸

41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
(15	番	欠	員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	齊
書 記（事務局次長）	小 野	明 子
書 記（議事課長）	吉 川	幸 伸
書 記（議事課課長補佐兼班長）	岡 野	俊 之
書 記（議事課班長）	伊 藤	慎 二
書 記（議事課主任）	伊 藤	光 彦

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	野 呂	幸 利
副 知 事	後 田	和 也
危機管理統括監	松 下	功 一
総 務 部 長	松 浦	元 哉
地域連携・交通部長	西 田	正 明
防災対策部長	田 中	誠 徳
子ども・福祉部長	高 濱	公 生
農林水産部長	枡 屋	典 子

雇用経済部長
総務部デジタル推進局長

森 吉 秀 男
稲 葉 崇

教 育 長

長 崎 禎 和

公安委員会委員長
警 察 本 部 長

吉 田 すみ江
谷 井 義 正

午前10時0分開議

開 議

○議長（藤田宜三） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（藤田宜三） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第82号及び議案第86号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おきください。

次に、6月3日までに受理いたしました請願2件は、お手元に配付の文書表のとおり、政策企画雇用経済観光常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

人 委 第 50 号

令和8年6月5日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく条例案に対する意見について

令和8年6月3日付け三議第24号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第82号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第86号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に鑑み、通勤手当に関する規定を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

政策企画雇用経済観光常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 54	(件 名) 「非核三原則」の堅持を求めることについて (請願の趣旨) 政府・与党内で非核三原則の見直し論が浮上している。「持たず・作らず・持ち込ませず」の三原則のうち「持ち込ませず」の原則を見直し、わが国にアメリカの核兵器を「持ち込む」という動きである。非核三原則は戦後のわが国の「国是」というべき性質のものであり、国際的にも憲法9条と並んで平和国家日本として認知されてきた大原則である。 非核三原則の始まりは、1967年12月の衆議院予算委員会で当時の佐藤栄作首相が沖縄の本土返還に際し、当地に配備されている核兵器をどうするかの問題で表明されたものであった。沖縄の核兵器は撤去されるものとして、佐藤首相は1974年にノーベル平和賞を受賞した。貴三重県議会におかれても、平成9年10月13日に「非核平和県宣言」を決議されているところである。 核兵器不拡散条約（NPT）が批准された1976年4月の衆議院外務委員会において、「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」との非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること」という決議が採択された。ここで初めて「国是」という文言が使用された。 今回の「見直し」は、安全保障環境の変化をその理由としているが、世界で唯一の戦争被爆国であるわが国が、その原爆を投下したアメリカの核兵器を持ち込ませることになり、きわめて重大な国家政策の転換になる。平和ブランドで戦後の経済復興を成し遂げてきたわが国のイメージが損なわれ、却って東アジアの軍事的緊張を高めてしまわないか、危惧するものである。核兵器は被爆者のみなさんが口々に訴えてこられたように悪魔の兵器、人類の最終兵器であり、「国是」なるもの	津市乙部14-18 原水爆禁止三重県協 議会 事務局長 田中 茂実 (紹介議員) 吉田 紋華	8年・6月

	は軽々に変更するものではない。 日本の平和と安全をアメリカの核兵器に依存するのではなく、平和憲法と非核三原則をもって外交の力で守るという戦後の安全保障政策の大原則を貫くことこそが日本に求められる真の国際的役割であるとする。 以上の趣旨から、下記事項について請願する。 記 (請願項目) 1. 「非核三原則」の堅持を求める意見書を国に提出していただきたい。		
--	---	--	--

政策企画雇用経済観光常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 55	(件 名) 米国、イスラエルによるイラン攻撃の即時中止と停戦を求めることについて (請願趣旨) 2026年2月28日アメリカとイスラエルが突如イラン攻撃を開始した。これはどんな理由をもってしても許されない国連憲章と国際法に違反する暴挙であるのは明らかである。当時アメリカとイランは核問題の交渉のさなかであり、それをアメリカ側が一方的に断ち切る形で、軍事攻撃を開始し、イランの最高指導者を殺害した。死者はすでに3000人を超え、南部のミナブ女子小学校への攻撃では175人以上の児童が亡くなった。病院、文化・宗教施設、民家、インフラへの攻撃により400万人以上が国内避難民となっている。いずれをとっても国際法、国際人道法を踏みつけにする行為である。トランプ大統領は「私には国際法は必要でない」と公言し「法の支配」を否定している。アメリカ国内でも100人以上の国際法専門家が共同書簡を発表し、米国とイスラエルによる軍事作戦の開始を「国連憲章の明確な違反」と結論付けている。 トランプ大統領のホルムズ海峡への艦艇派遣要請に対して、イギリス、ドイツ、フランス、スペインなどNATO加盟国が揃って拒否し、スペイ	津市乙部14-18 三重県平和委員会 代表者 西尾 比呂也 (紹介議員) 吉田 紋華	8年・6月

	ン、イタリアは米軍の基地使用を拒否している。そういった世界の流れの中で高市首相は、国会での質問に対しアメリカとイスラエルの攻撃を「国連憲章違反」と認めず、訪米時には「世界中に平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけ」と発言した。日本に求められているのは国際社会の先頭に立って「誰によるものであれ国連憲章と国際法に反する無法は許さない。国連憲章にもとづく平和秩序を確立する」ことを働きかけることである。さらに戦争に伴うホルムズ海峡での足止めで、原油価格の高騰に伴う運輸業の先行きを心配する声、ナフサ等の石油関連製品の不足に伴ない医療材料の不足など命に関わる事態を危惧する医療関係者の声、肥料や農業資材などの高騰や不足を心配する農業関係者の声など、あらゆる分野から先行きに対する不安も寄せられている。一刻も早い武力攻撃の終結と完全な停戦が必要である。 以上の趣旨から、下記項目について請願する。 記 (請願項目) 1. 米国、イスラエルによるイラン攻撃の即時中止と停戦を求める意見書を国に提出していただきたい。	
--	---	--

議 案 審 議

○議長（藤田宜三） 日程第1、議案第79号から議案第91号まで並びに諮問第1号を一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（藤田宜三） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号から議案第91号まで並びに諮問第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管

の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携交通常任委員会

議案番号	件 名
８１	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
９０	財産の取得について
９１	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について
諮問１	諮問について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
８０	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
８４	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
８５	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
８８	三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例案

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
８７	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
８９	工事請負契約の変更について（三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
７９	令和８年度三重県一般会計補正予算（第２号）
８２	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
８３	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
８６	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

先 議 議 案 の 審 査 期 限

○議長（藤田宜三） この際、お諮りいたします。

諮問第１号は先議いたしたいので、会議規則第36条第１項の規定により、
 ６月９日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（藤田宜三） お諮りいたします。明９日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明9日は休会とすることに決定いたしました。

6月10日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時3分散会